

職務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【文部科学省】

法律名	条 項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえて各府省の再回答	
				回答(区分)	具休案、理由等		回答(区分)	具休案、理由等
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第37条 第1項	【市町村立学校職員負担教職員に係る給与負担等の移譲】	学校設置者である市町村が、自主的、主体的な教育行政を責任を持って行える体制とするためには、県費負担教職員の人事権、給与負担、教職員定数に関する権限等については、都道府県から既に任命権を持つ政令指定都市に早急に権限移譲し、その後、その他の市町村の県費負担教職員の在り方について検討すべきである。	▲	<p>(教職員給与費等の政令市への移等について)</p> <p>現在は道府県が負担している政令市の教職員給与費について、政令市に負担を移等するに当たっては、政令市に対して安定的かつ確実な財源保障を行えるよう、道府県と政令市との財源調整の仕組みが不可欠である。これには各道府県、政令市の財政状況に応じた対応が必要。このため、実現に当たっては、財源保障の方策、政令市に保障すべき財源の水準等について、関係自治体等の理解・合意が不可欠である。さらに、政令市が給与及び旅費支給事務を行うための職員の配置と給与システムの構築などの事務体制の整備をどのように行うのか等の点についても検討が必要。</p> <p>文部科学省としては、上記の論点についての関係道府県、政令市の実情や意見を十分に伺いながら、関係府省とも連携しつつ、調整を行ってまいりたい。</p> <p>なお、教職員定数や学級編制の基準の決定権限は給与負担と一体で考えるべきものである。</p>	<p>文部科学省として引き続き検討・調整が必要とこのことであるが、閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき検討であり、検討状況を示していただきたい。</p> <p>現在、県費負担教職員制度について、指定都市においては、教職員の任命権は指定都市教育委員会が有している一方、その給与費は道府県の負担とされているため、一元的な責任体制の下で義務教育施策を実施することができない状況にあるため、移譲されたい。</p> <p>学級編成や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うとともに、所要額全額の税源移譲による確実な財源措置について関係府庁と積極的な調整をされたい。</p> <p>県費負担教職員の移譲に伴う、指定都市の財源保障等の措置は欠かせないものであり、関係者による検討の場を早急に上げ、スケジュールを明確にしたうえで、指定都市の意見や実情を十分踏まえながら、その実現のため積極的に検討願いたい。</p>	○	
		第41条 第1項	【全国知事会】					<p>現在、県費負担教職員制度について、指定都市においては、教職員の任命権は指定都市教育委員会が有している一方、その給与費は道府県の負担とされているため、一元的な責任体制の下で義務教育施策を実施することができない状況にある。</p> <p>給与負担を指定都市とすることにより、任命権者と給与負担者が異なることによるわじれ状態が解消されるとともに、責任と権限が一元化され、地域の実情に応じた自主的・主体的な施策の推進が可能となるほか、給与関係事務の合理化・効率化を図ることができる。</p>
		第2項	○県費負担教職員の給与負担・必要額全額の財源の指定都市への移譲					
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第3条 第2項	○学級編制基準制定権、教職員定数種の市への移譲	学級編制基準制定権及び教職員定数種を市に移譲する。	▲	<p>(県費負担教職員の任命権の政令市以外の市町村への移等について)</p> <p>県費負担教職員の任命権については、「広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成23年度以降、結論が得られたものから順次実施することとされている(地域主権戦略大綱、平成22年6月22日閣議決定)。」</p> <p>しかしながら、これまでのところ、小規模市町村を含めた関係者間の意見が一致していないため、政令市以外の市町村への移等は実現に至っておらず、引き続き検討・調整が必要。</p> <p>なお、県費負担教職員の任命権に関しては、条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項)による移譲が可能である。(大阪府豊能地区においては、同制度に基づき平成24年4月1日から実施している。)</p>	<p>現在、県費負担教職員制度について、指定都市においては、教職員の任命権は指定都市教育委員会が有している一方、その給与費は道府県の負担とされているため、一元的な責任体制の下で義務教育施策を実施することができない状況にあるため、移譲されたい。</p> <p>学級編成や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うとともに、所要額全額の税源移譲による確実な財源措置について関係府庁と積極的な調整をされたい。</p> <p>県費負担教職員の移譲に伴う、指定都市の財源保障等の措置は欠かせないものであり、関係者による検討の場を早急に上げ、スケジュールを明確にしたうえで、指定都市の意見や実情を十分踏まえながら、その実現のため積極的に検討願いたい。</p>		
		公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	○学級編制基準制定権、教職員定数種の市への移譲				学級編制基準制定権及び教職員定数種を市に移譲する。	
市町村立学校職員給与負担法	第1条	【全国市長会】(政令市分)	現在、県費負担教職員制度について、指定都市においては、教職員の任命権は指定都市教育委員会が有している一方、その給与費は道府県の負担とされているため、一元的な責任体制の下で義務教育施策を実施することができない状況にある。 <p>給与負担を指定都市とすることにより、任命権者と給与負担者が異なることによるわじれ状態が解消されるとともに、責任と権限が一元化され、地域の実情に応じた自主的・主体的な施策の推進が可能となるほか、給与関係事務の合理化・効率化を図ることができる。</p>	▲	<p>(県費負担教職員の任命権の政令市以外の市町村への移等について)</p> <p>県費負担教職員の任命権については、「広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成23年度以降、結論が得られたものから順次実施することとされている(地域主権戦略大綱、平成22年6月22日閣議決定)。」</p> <p>しかしながら、これまでのところ、小規模市町村を含めた関係者間の意見が一致していないため、政令市以外の市町村への移等は実現に至っておらず、引き続き検討・調整が必要。</p> <p>なお、県費負担教職員の任命権に関しては、条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項)による移譲が可能である。(大阪府豊能地区においては、同制度に基づき平成24年4月1日から実施している。)</p>	<p>現在、県費負担教職員制度について、指定都市においては、教職員の任命権は指定都市教育委員会が有している一方、その給与費は道府県の負担とされているため、一元的な責任体制の下で義務教育施策を実施することができない状況にあるため、移譲されたい。</p> <p>学級編成や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うとともに、所要額全額の税源移譲による確実な財源措置について関係府庁と積極的な調整をされたい。</p> <p>県費負担教職員の移譲に伴う、指定都市の財源保障等の措置は欠かせないものであり、関係者による検討の場を早急に上げ、スケジュールを明確にしたうえで、指定都市の意見や実情を十分踏まえながら、その実現のため積極的に検討願いたい。</p>		
		【全国市長会】(政令市分以外)	政令指定都市以外の市町村は、教職員の服務を監督することなどについては、任命権を持たないため、任用、分限、懲戒等を行えない状態である。 <p>市町村の県費負担教職員の在り方について、地域の実情に応じて決定できるように検討すべきである。</p>					
		【全国知事会】	○県費負担教職員人事権を市への移譲					
		○県費負担教職員人事権を市(当選、中核市及び希望する市等)を先行実施)に移譲する。						
		【全国市長会】	○県費負担教職員人事権を市(当選、中核市及び希望する市等)を先行実施)に移譲する。					
		○県費負担教職員人事権を市(当選、中核市及び希望する市等)を先行実施)に移譲する。						
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第3条 第2項	○学級編制基準制定権、教職員定数種の市への移譲	現在、学級編制基準制定及び教職員定数は、都道府県の教育委員会が定めることになっているため、都市自治体における教育施策に沿って定めることができず、少人数指導や少人数学級の実施に制約がかかっている状況にある。 <p>標準法の改正により平成24年4月から小学校1年生は35人学級となり、小1プロブレムの解消など、大きな効果をもたらしているところであるが、「いじめ」「不登校」問題が起こる可能性があり、また通常学級における発達障害のある児童・生徒への適切な指導や学級経営が必要であるなど、それぞれの実情に適切な対応が求められているところである。</p> <p>学級編制基準制定権及び教職員定数種を市に移譲することにより、それぞれの実情や市民のニーズに応じた教育施策を実施し、児童・生徒に対して適切な教育指導を行うことができるようになる。</p>	▲	<p>公立義務教育諸学校の教職員定数や学級編制の基準の決定権限は給与負担と一体で考えるべきものである。</p> <p>なお、学級編制基準については、平成23年の義務標準法等の改正により、市町村教育委員会が「扱うべき」とされている拘束性を緩和、「標準」としての基準とするとともに、学級編制に係る市町村教育委員会から都道府県教育委員会への事前協議を廃し、事後届出とした。また、都道府県教育委員会は定数の決定に当たっては、市町村教育委員会の意見を聴き、その意見を十分に尊重することを義務付けたところである。</p>	<p>現行制度においては、公立小中学校の設置主体は基礎自治体であり、教員の身分も基礎自治体の職員であるにもかかわらず、任免及び異動などの人事権は、指定都市を除いて都道府県教育委員会にあるため、市区が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない状況にある。</p> <p>そのため、教職員からすれば、処分権や異動権を持った都道府県への帰属意識が強くなり、勤務する地域に根ざした教育を展開するうえでの支障となっている。</p> <p>また、関係者による検討の場を早急に上げ、スケジュールを明確にしたうえで、その実現のため積極的に検討願いたい。</p>		
		○学級編制基準制定権、教職員定数種の市への移譲	学級編制基準制定権及び教職員定数種を市に移譲する。					
		○学級編制基準制定権、教職員定数種の市への移譲	学級編制基準制定権及び教職員定数種を市に移譲する。					
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第6条 第1項	○学級編制基準制定権、教職員定数種の市への移譲	現在、学級編制基準制定及び教職員定数は、都道府県の教育委員会が定めることになっているため、都市自治体における教育施策に沿って定めることができず、少人数指導や少人数学級の実施に制約がかかっている状況にある。 <p>標準法の改正により平成24年4月から小学校1年生は35人学級となり、小1プロブレムの解消など、大きな効果をもたらしているところであるが、「いじめ」「不登校」問題が起こる可能性があり、また通常学級における発達障害のある児童・生徒への適切な指導や学級経営が必要であるなど、それぞれの実情に適切な対応が求められているところである。</p> <p>学級編制基準制定権及び教職員定数種を市に移譲することにより、それぞれの実情や市民のニーズに応じた教育施策を実施し、児童・生徒に対して適切な教育指導を行うことができるようになる。</p>	▲	<p>公立義務教育諸学校の教職員定数や学級編制の基準の決定権限は給与負担と一体で考えるべきものである。</p> <p>なお、学級編制基準については、平成23年の義務標準法等の改正により、市町村教育委員会が「扱うべき」とされている拘束性を緩和、「標準」としての基準とするとともに、学級編制に係る市町村教育委員会から都道府県教育委員会への事前協議を廃し、事後届出とした。また、都道府県教育委員会は定数の決定に当たっては、市町村教育委員会の意見を聴き、その意見を十分に尊重することを義務付けたところである。</p>	<p>現行制度においては、公立小中学校の設置主体は基礎自治体であり、教員の身分も基礎自治体の職員であるにもかかわらず、任免及び異動などの人事権は、指定都市を除いて都道府県教育委員会にあるため、市区が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない状況にある。</p> <p>そのため、教職員からすれば、処分権や異動権を持った都道府県への帰属意識が強くなり、勤務する地域に根ざした教育を展開するうえでの支障となっている。</p> <p>また、関係者による検討の場を早急に上げ、スケジュールを明確にしたうえで、その実現のため積極的に検討願いたい。</p>		
		○学級編制基準制定権、教職員定数種の市への移譲	学級編制基準制定権及び教職員定数種を市に移譲する。					
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第6条 第2項	○学級編制基準制定権、教職員定数種の市への移譲	現在、学級編制基準制定及び教職員定数は、都道府県の教育委員会が定めることになっているため、都市自治体における教育施策に沿って定めることができず、少人数指導や少人数学級の実施に制約がかかっている状況にある。 <p>標準法の改正により平成24年4月から小学校1年生は35人学級となり、小1プロブレムの解消など、大きな効果をもたらしているところであるが、「いじめ」「不登校」問題が起こる可能性があり、また通常学級における発達障害のある児童・生徒への適切な指導や学級経営が必要であるなど、それぞれの実情に適切な対応が求められているところである。</p> <p>学級編制基準制定権及び教職員定数種を市に移譲することにより、それぞれの実情や市民のニーズに応じた教育施策を実施し、児童・生徒に対して適切な教育指導を行うことができるようになる。</p>	▲	<p>公立義務教育諸学校の教職員定数や学級編制の基準の決定権限は給与負担と一体で考えるべきものである。</p> <p>なお、学級編制基準については、平成23年の義務標準法等の改正により、市町村教育委員会が「扱うべき」とされている拘束性を緩和、「標準」としての基準とするとともに、学級編制に係る市町村教育委員会から都道府県教育委員会への事前協議を廃し、事後届出とした。また、都道府県教育委員会は定数の決定に当たっては、市町村教育委員会の意見を聴き、その意見を十分に尊重することを義務付けたところである。</p>	<p>現行制度においては、公立小中学校の設置主体は基礎自治体であり、教員の身分も基礎自治体の職員であるにもかかわらず、任免及び異動などの人事権は、指定都市を除いて都道府県教育委員会にあるため、市区が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない状況にある。</p> <p>そのため、教職員からすれば、処分権や異動権を持った都道府県への帰属意識が強くなり、勤務する地域に根ざした教育を展開するうえでの支障となっている。</p> <p>また、関係者による検討の場を早急に上げ、スケジュールを明確にしたうえで、その実現のため積極的に検討願いたい。</p>		
		○学級編制基準制定権、教職員定数種の市への移譲	学級編制基準制定権及び教職員定数種を市に移譲する。					
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第10条 第1項	○学級編制基準制定権、教職員定数種の市への移譲	現在、学級編制基準制定及び教職員定数は、都道府県の教育委員会が定めることになっているため、都市自治体における教育施策に沿って定めることができず、少人数指導や少人数学級の実施に制約がかかっている状況にある。 <p>標準法の改正により平成24年4月から小学校1年生は35人学級となり、小1プロブレムの解消など、大きな効果をもたらしているところであるが、「いじめ」「不登校」問題が起こる可能性があり、また通常学級における発達障害のある児童・生徒への適切な指導や学級経営が必要であるなど、それぞれの実情に適切な対応が求められているところである。</p> <p>学級編制基準制定権及び教職員定数種を市に移譲することにより、それぞれの実情や市民のニーズに応じた教育施策を実施し、児童・生徒に対して適切な教育指導を行うことができるようになる。</p>	▲	<p>公立義務教育諸学校の教職員定数や学級編制の基準の決定権限は給与負担と一体で考えるべきものである。</p> <p>なお、学級編制基準については、平成23年の義務標準法等の改正により、市町村教育委員会が「扱うべき」とされている拘束性を緩和、「標準」としての基準とするとともに、学級編制に係る市町村教育委員会から都道府県教育委員会への事前協議を廃し、事後届出とした。また、都道府県教育委員会は定数の決定に当たっては、市町村教育委員会の意見を聴き、その意見を十分に尊重することを義務付けたところである。</p>	<p>現行制度においては、公立小中学校の設置主体は基礎自治体であり、教員の身分も基礎自治体の職員であるにもかかわらず、任免及び異動などの人事権は、指定都市を除いて都道府県教育委員会にあるため、市区が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない状況にある。</p> <p>そのため、教職員からすれば、処分権や異動権を持った都道府県への帰属意識が強くなり、勤務する地域に根ざした教育を展開するうえでの支障となっている。</p> <p>また、関係者による検討の場を早急に上げ、スケジュールを明確にしたうえで、その実現のため積極的に検討願いたい。</p>		
		○学級編制基準制定権、教職員定数種の市への移譲	学級編制基準制定権及び教職員定数種を市に移譲する。					
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第10条 第2項	○学級編制基準制定権、教職員定数種の市への移譲	現在、学級編制基準制定及び教職員定数は、都道府県の教育委員会が定めることになっているため、都市自治体における教育施策に沿って定めることができず、少人数指導や少人数学級の実施に制約がかかっている状況にある。 <p>標準法の改正により平成24年4月から小学校1年生は35人学級となり、小1プロブレムの解消など、大きな効果をもたらしているところであるが、「いじめ」「不登校」問題が起こる可能性があり、また通常学級における発達障害のある児童・生徒への適切な指導や学級経営が必要であるなど、それぞれの実情に適切な対応が求められているところである。</p> <p>学級編制基準制定権及び教職員定数種を市に移譲することにより、それぞれの実情や市民のニーズに応じた教育施策を実施し、児童・生徒に対して適切な教育指導を行うことができるようになる。</p>	▲	<p>公立義務教育諸学校の教職員定数や学級編制の基準の決定権限は給与負担と一体で考えるべきものである。</p> <p>なお、学級編制基準については、平成23年の義務標準法等の改正により、市町村教育委員会が「扱うべき」とされている拘束性を緩和、「標準」としての基準とするとともに、学級編制に係る市町村教育委員会から都道府県教育委員会への事前協議を廃し、事後届出とした。また、都道府県教育委員会は定数の決定に当たっては、市町村教育委員会の意見を聴き、その意見を十分に尊重することを義務付けたところである。</p>	<p>現行制度においては、公立小中学校の設置主体は基礎自治体であり、教員の身分も基礎自治体の職員であるにもかかわらず、任免及び異動などの人事権は、指定都市を除いて都道府県教育委員会にあるため、市区が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない状況にある。</p> <p>そのため、教職員からすれば、処分権や異動権を持った都道府県への帰属意識が強くなり、勤務する地域に根ざした教育を展開するうえでの支障となっている。</p> <p>また、関係者による検討の場を早急に上げ、スケジュールを明確にしたうえで、その実現のため積極的に検討願いたい。</p>		
		○学級編制基準制定権、教職員定数種の市への移譲	学級編制基準制定権及び教職員定数種を市に移譲する。					

○…地方提案等に即し制度改正を行う事項
 ▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項
 ×…見直しを行わない事項

<凡例>

○…地方提案等に即し制度改正を行う事項

▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項

×…見直しを行わない事項

議案付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【文部科学省】

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえて各府省の再回答	
					回答(区分)	具体案、理由等		回答(区分)	具体案、理由等
私立学校法	第9条	第1項	○私立幼稚園、認定こども園認可等権限の市への移譲 私立幼稚園及び認定こども園の認可等権限を、その財源も含めて市に移譲する。 【全国市長会】	私立幼稚園及び認定こども園の認可等については、都道府県知事の権限とされており、貴重な保育資源である幼稚園や認定こども園の活用等において、地域の実情に応じた柔軟な施策の展開が阻害されている状況にある。 私立幼稚園及び認定こども園の認可・指導・監査事務等に係る権限をその財源等も含めて包括的に市へ移譲することにより、幼保連携の取組みが進み、都市における就学前児童対策を統一的かつ効果的に実施することが可能になるとともに、住民の多様な幼児教育・保育需要への対応が可能となる。 【事例1】 私立幼稚園の設置廃止等の認可権限は県に、保育所の設置廃止権限については指定都市にあり、子育て支援施策において、一元的な執行ができない状態となっており、指定都市が効果的・効率的に子育て支援施策を行うことへの支障となっている。 【事例2】 ①子育て支援や待機児童対策として施設の空きスペースを利用する際、施設利用の可否について都道府県の確認を要するため、円滑な施策の実施に支障がある。 ②私立幼稚園等の施設運営等に関するトラブルが生じた際、市内在住の保護者からの苦情等の問い合わせが、都道府県ではなく市に入る。問い合わせ先が都道府県と市に分散しているため市に迷惑をきたすため、市が一体的に施策を実施することが望ましいと考える。 【事例3】 就学前児童の施策として保育所と幼稚園を一体的に検討する上で、幼稚園に関する権限・財源が都道府県にあることは、大きな障壁となっている。 具体的な事案としては、 ①私立幼稚園の定員の調整権限を、市が持つことで幼稚園への申し込み状況を勘案した定員調整などを、タイムラグなしに柔軟に行うことが必要。 ②都道府県が行なっている補助金を、市の単独補助と併せて行なうことにより、より地域の実情にあった効果的・効率的な補助金制度として再構築できるものとする。	回答(区分) ▲	認定こども園の在り方を含め、子ども・子育て支援の新たな制度については、地方公共団体の代表も参画した「子ども・子育て新システム検討会議」のワーキングチームにおいて計35回に渡る議論を重ね、その結果を基に第180回国会に関連法案を提出し、衆議院における修正を経て、平成24年8月に成立したところ。新たな制度では、市町村が地域の実情に応じて小学校就学前の子どもに関する行政を統一的に実施することを可能とするため、市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定して地域の幼児教育・保育に係る需要を把握し、需要を満たすための施設・事業を整備する仕組みを導入することとした。 また、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付として「施設型給付」を創設し、市町村が一元的に財政支援を行うこととした。なお、市町村長が、利用定員等を定め、対象となる施設を確認するとともに、施設に対して勧告・命令等を行うこととした。 この際、私立幼稚園の設置廃止等に係る認可については、学校教育の質・安定性等の担保、広域的な行政の必要性、学校法人認可制との関係等の観点から、私立学校審議会を設置も含め、現行通り都道府県が行うこととした。また、認定こども園の認定等については、幼稚園及び保育所の認可等を基礎としていることから、現行通り都道府県が行うこととした。 新たな制度については、今後、地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧に意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行うこととしている。	「子ども・子育て支援の新たな制度」の円滑な施行に向けた準備等において、市町村の意見を十分に反映すること。	▲	私立幼稚園・認定こども園に係る権限については、子ども・子育て関連3法の成立により、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付として「施設型給付」を創設し、市町村長が「施設型給付」の対象となる施設を確認するとともに、当該施設に対して勧告・命令等を行うことができることとされた。 また、都道府県知事が処理している幼保連携型認定こども園に係る権限については、指定都市及び中核市の表に委譲することとされた。 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行に向けて、平成25年4月に市町村長を含む、子どもの保護者、都道府県知事、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者や学識経験者等から構成される「子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針等を検討することとしている。また、子ども・子育て会議とは別途、市町村関係者の意見を聞く機会を設け、継続的な意見交換を行うことを予定している。
私立学校振興助成法	第9条				▲				
学校教育法	第4条	第1項			▲				
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条								
学校教育法	第13条	第2項	○市設置幼稚園閉鎖命令権限の市への移譲 市設置幼稚園の閉鎖命令に係る権限を市に移譲する。 【全国市長会】	学校教育法の規定により、市設置の幼稚園の閉鎖命令は都道府県の教育委員会の権限となっている。 第1次一括法により、都道府県の認可事務であった市設置幼稚園の設置廃止手続きが、事前の届出に変更されたところであるが、閉鎖命令だけが都道府県の教育委員会の権限として留まっていることは、法令上のバランスを欠くものである。 閉鎖命令に係る権限が市に移譲されれば、よりスムーズな事務処理を行えるようになる。	回答(区分) ×	「地方分権改革推進要綱(第1次)」「平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定」に基づき、平成23年5月の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」によって学校教育法が改正され、市町村立幼稚園設置・廃止等については、当該市町村の届出をもって行うことが可能となった。 このため、市町村が市町村立幼稚園を廃止(閉鎖)しようとするときは、都道府県への届出をもって足りる。 なお、学校教育法第13条に基づく都道府県教育委員会による閉鎖命令については、学校教育の公共性、公益性等の確保のための広域的見地から、当該学校の設置者でない都道府県教育委員会に監督権限を付与しているものであり、設置者である市町村への権限委譲を行う性質のものではない。	第1次一括法により、都道府県の認可事務であった市設置幼稚園の設置廃止手続きが、事前の届出に変更されたところであるが、閉鎖命令だけが都道府県の教育委員会の権限として留まっていることは、法令上のバランスを欠くものであることから、見直された。	×	市町村立幼稚園の設置・廃止等については、当該市町村の届出をもって行うことが可能となっている。このため、市町村が市町村立幼稚園を廃止(閉鎖)しようとするときは、都道府県への届出をもって足りる。 学校教育法第13条に基づく都道府県教育委員会による閉鎖命令については、学校教育の公共性、公益性等の確保のための広域的見地から、閉鎖命令を行うことができる条件(法令の規定に故意に違反、6箇月以上授業を行わない等)が示す通り、子どもの教育を受ける権利が脅かされない事案における最終的な措置として、都道府県教育委員会に監督権限を付与しているものであり、設置者である市町村への権限委譲を行う性質のものではない。市町村立幼稚園の設置・廃止を市町村の届出によって行うことを可能としたことをもって、都道府県教育委員会の市町村立幼稚園への関与が一切なくなるものではなく、限定された要件の場合に包括自治体として必要な関与ができるようにしているものである。 なお、子ども・子育て支援の新たな制度については、地方公共団体の代表も参画した「子ども・子育て新システム検討会議」のワーキングチームにおいて計35回に渡る議論を重ね、その結果を基に第180回国会に関連法案を提出し、衆議院における修正を経て、平成24年8月に成立したところ。

職務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【厚生労働省】

<凡例>

○…地方提案等に即し制度改正を行う事項

▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項

×…見直しを行わない事項

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の再回答	
					回答(区分)	具体案、理由等		回答(区分)	具体案、理由等
災害救助法	第2条		○災害救助法の救助主体への指定都市の位置付け 災害救助法において、指定都市を救助主体として位置付ける。 【全国市長会】	現行の災害救助法においては、都道府県が救助の主体として定められている。しかしながら、大規模災害時には、都道府県が全ての状況をコントロールすることは不可能となることが想定され、実際、東日本大震災においては、県を通じたことにより、住民の救助やプレハブ仮設住宅の建設などの生活支援等に支障が生じただけでなく、救助の対象範囲の確認、対象範囲の拡大の是非に係る協議、救助費用の精算などについても、調整に時間を要する結果となった。 指定都市を災害救助法における救助の主体に位置付けることにより、救助を迅速に行うことが可能になるとともに、指定都市が自立的に救助活動を行うことによって、都道府県は指定都市以外の甚大な被害を受けた地域の支援により注力することが可能になる。	×	法定受託事務に関する提案であり、今般の調査対象ではないため別途回答。 <別途回答> 災害救助法の実施主体は、被災した都道府県とされているが、実質的には、救助の実施事務のほとんどが市町村に委任され、市町村はその委任に基づき実施しているところである。 政令指定都市は、一定程度の業務能力を持つことから、都道府県と同列に扱うことが適当との意見がある一方で、現行の他の災害法制との整合性に問題が生ずるおそれがあり、災害対策に支障が出るとの意見もあると承知している。 そのため、災害救助法の政令指定都市の位置付けを変更するに当たっては、都道府県とも協議しつつ、災害対策基本法を含めた災害法制全体の中で政令指定都市の位置づけを整理した上で、判断を行う必要があると考えている。	被災地等からの強い要請であるため、既に内閣府で着手している災害対策基本法の見直しと合わせ、国として含めた災害法制全体の見直しの中で、その実現に向け積極的に検討願いたい。	×	災害救助法の実施主体は、被災した都道府県とされているが、実質的には、救助の実施事務のほとんどが市町村に委任され、市町村はその委任に基づき実施しているところである。 災害救助法における政令指定都市の位置付けを変更するに当たっては、災害救助法のみで議論すべきものではなく、災害対策基本法を含めた災害法制全体の中で、都道府県(全国知事会)とも協議しつつ、政令指定都市の位置づけを整理した上で、判断しなければならないと考えている。
					第44条	×	災害救助法の実施主体は、被災した都道府県とされているが、実質的には、救助の実施事務のほとんどが市町村に委任され、市町村はその委任に基づき実施しているところである。 政令指定都市は、一定程度の業務能力を持つことから、都道府県と同列に扱うことが適当との意見がある一方で、現行の他の災害法制との整合性に問題が生ずるおそれがあり、災害対策に支障が出るとの意見もあると承知している。 そのため、災害救助法の政令指定都市の位置付けを変更するに当たっては、都道府県とも協議しつつ、災害対策基本法を含めた災害法制全体の中で政令指定都市の位置づけを整理した上で、判断を行う必要があると考えている。		

職務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【農林水産省】

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の再回答	
					回答(区分)	具休案、理由等		回答(区分)	具休案、理由等
農地法	第4条	第1項	【農地転用許可権限の移譲】 2ha以下の農地転用許可を市町村に移譲し、4ha超の農地転用許可を都道府県に移譲すべき。 【全国知事会】 農地転用許可権限を市に移譲した上で市の自治事務とするともに、これに係る国との協議を廃止して報告と、都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止する。 【全国市長会】	農地転用においては、市農業委員会において農地転用許可申請を受理してから、国との協議や都道府県農業会議に対する諮問に多大な時間を要している。 また、市に主体性がないため、地域住民等が求める総合的・一体的な土地利用を図ることができず、さらには市による主体的な農地行政等の推進が阻害されている状況となっている。 市に権限が移譲されれば、地域住民の参画の下での有効な農地利用や地域のニーズに応じたまちづくりが可能となるとともに、手続きの迅速化や二重審査・手続きの解消や、農業振興、農地行政の推進を含む総合的・一体的な土地利用が可能となる。	回答(区分) ○	農地転用許可は、開発行為と一定の距離を置いて判断することが必要であり、現行どおり、都道府県知事許可とすることが適当である。 なお、平成21年の農地法改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。 農林水産大臣許可の市への権限移譲については、別途回答。	市においては、長から独立した執行機関である農業委員会があり、農業委員会が関与することで一定の客観性を担保することが可能である。 地域住民の参画の下での有効な農地利用や地域のニーズに応じたまちづくり、手続きの迅速化や二重審査・手続きの解消、さらには農業振興、農地行政の推進を含む総合的・一体的な土地利用の推進のため、4ha超の転用許可権限も含め、農地法改正法の附則の規定にかかわらず、検討いただきたい。	農地は、農業生産の基盤として、国民への食料の供給や国土保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている貴重な資源であり、その確保が重要である。 平成21年の農地法改正において転用規制を厳格化し、改正法附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途に、改正法の施行の状況等を勘案し、適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされているところである。 事務処理の迅速化を図るため、次について周知徹底したい。 ① 事業者が許可申請を行うに際し、申請書に添付する必要がある書類は、真に必要と認められるものに限るものとする ② 地方農政局等は、事前相談があった場合に、基準等の適用上の問題点を迅速に指摘し、申請書の提出が適切に行われるよう助言を行うこと ③ 農業委員会は、農業委員会の開催日及び当該開催日ごとの申請書の提出期限を明確にするとともに、農業委員会を弾力的に開催する等により審査の迅速化を図ること ④ 地方農政局等は、農地法関係事務処理要領の標準的な事務処理期間内に事務が完了されるよう迅速に処理すること 〔なお、国からの権限移譲については、義務付け・枠付けの見直しの検討対象外。〕	
		第5項	当該規定は、公共施設の設置をするための農地転用について、施設の周辺において無秩序ないし廃を誘発している事例等が見られたことから、平成21年の農地法改正により導入されたものであり、今後においても当該協議は必要である。 なお、平成21年の農地法改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。	○	農地法改正法の附則の規定にかかわらず、検討いただきたい。	農地は、農業生産の基盤として、国民への食料の供給や国土保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている貴重な資源であり、その確保が重要である。 平成21年の農地法改正において転用規制を厳格化し、改正法附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途に、改正法の施行の状況等を勘案し、適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされているところである。 事務処理の迅速化を図るため、次について周知徹底したい。 ① 事業者が許可申請を行うに際し、申請書に添付する必要がある書類は、真に必要と認められるものに限るものとする ② 地方農政局等は、事前相談があった場合に、基準等の適用上の問題点を迅速に指摘し、申請書の提出が適切に行われるよう助言を行うこと ③ 農業委員会は、農業委員会の開催日及び当該開催日ごとの申請書の提出期限を明確にするとともに、農業委員会を弾力的に開催する等により審査の迅速化を図ること ④ 地方農政局等は、農地法関係事務処理要領の標準的な事務処理期間内に事務が完了されるよう迅速に処理すること 〔なお、国からの権限移譲については、義務付け・枠付けの見直しの検討対象外。〕			
	第5条	第1項	○農業振興地域の指定・変更等権限の市への移譲、農用地利用計画に係る都道府県との同意・協議の廃止等	農地転用においては、市農業委員会において農地転用許可申請を受理してから、国との協議や都道府県農業会議に対する諮問に多大な時間を要している。 また、市に主体性がないため、地域住民等が求める総合的・一体的な土地利用を図ることができず、さらには市による主体的な農地行政等の推進が阻害されている状況となっている。 市に権限が移譲されれば、地域住民の参画の下での有効な農地利用や地域のニーズに応じたまちづくりが可能となるとともに、手続きの迅速化や二重審査・手続きの解消や、農業振興、農地行政の推進を含む総合的・一体的な土地利用が可能となる。	回答(区分) ○	農地転用許可は、開発行為と一定の距離を置いて判断することが必要であり、現行どおり、都道府県知事許可とすることが適当である。 なお、平成21年の農地法改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。 農林水産大臣許可の市への権限移譲については、別途回答。	市においては、長から独立した執行機関である農業委員会があり、農業委員会が関与することで一定の客観性を担保することが可能である。 地域住民の参画の下での有効な農地利用や地域のニーズに応じたまちづくり、手続きの迅速化や二重審査・手続きの解消、さらには農業振興、農地行政の推進を含む総合的・一体的な土地利用の推進のため、4ha超の転用許可権限も含め、農地法改正法の附則の規定にかかわらず、検討いただきたい。	農地は、農業生産の基盤として、国民への食料の供給や国土保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている貴重な資源であり、その確保が重要である。 平成21年の農地法改正において転用規制を厳格化し、改正法附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途に、改正法の施行の状況等を勘案し、適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされているところである。 事務処理の迅速化を図るため、次について周知徹底したい。 ① 事業者が許可申請を行うに際し、申請書に添付する必要がある書類は、真に必要と認められるものに限るものとする ② 地方農政局等は、事前相談があった場合に、基準等の適用上の問題点を迅速に指摘し、申請書の提出が適切に行われるよう助言を行うこと ③ 農業委員会は、農業委員会の開催日及び当該開催日ごとの申請書の提出期限を明確にするとともに、農業委員会を弾力的に開催する等により審査の迅速化を図ること ④ 地方農政局等は、農地法関係事務処理要領の標準的な事務処理期間内に事務が完了されるよう迅速に処理すること 〔なお、国からの権限移譲については、義務付け・枠付けの見直しの検討対象外。〕	
		第4項	当該規定は、公共施設の設置をするための農地転用について、施設の周辺において無秩序ないし廃を誘発している事例等が見られたことから、平成21年の農地法改正により導入されたものであり、今後においても当該協議は必要である。 なお、平成21年の農地法改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。	○	農地法改正法の附則の規定にかかわらず、検討いただきたい。	農地は、農業生産の基盤として、国民への食料の供給や国土保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている貴重な資源であり、その確保が重要である。 平成21年の農地法改正において転用規制を厳格化し、改正法附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途に、改正法の施行の状況等を勘案し、適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされているところである。 事務処理の迅速化を図るため、次について周知徹底したい。 ① 事業者が許可申請を行うに際し、申請書に添付する必要がある書類は、真に必要と認められるものに限るものとする ② 地方農政局等は、事前相談があった場合に、基準等の適用上の問題点を迅速に指摘し、申請書の提出が適切に行われるよう助言を行うこと ③ 農業委員会は、農業委員会の開催日及び当該開催日ごとの申請書の提出期限を明確にするとともに、農業委員会を弾力的に開催する等により審査の迅速化を図ること ④ 地方農政局等は、農地法関係事務処理要領の標準的な事務処理期間内に事務が完了されるよう迅速に処理すること 〔なお、国からの権限移譲については、義務付け・枠付けの見直しの検討対象外。〕			
	第51条	第1項	違反転用に対する処分については、農地転用の許可権者が行うことが適当である。	当該規定は、公共施設の設置をするための農地転用について、施設の周辺において無秩序ないし廃を誘発している事例等が見られたことから、平成21年の農地法改正により導入されたものであり、今後においても当該協議は必要である。 なお、平成21年の農地法改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。	○	農地法改正法第4条及び第5条と関連のある規定であるため、併せて見直すことが必要である。	農地は、農業生産の基盤として、国民への食料の供給や国土保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている貴重な資源であり、その確保が重要である。 平成21年の農地法改正において転用規制を厳格化し、改正法附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途に、改正法の施行の状況等を勘案し、適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされているところである。 事務処理の迅速化を図るため、次について周知徹底したい。 ① 事業者が許可申請を行うに際し、申請書に添付する必要がある書類は、真に必要と認められるものに限るものとする ② 地方農政局等は、事前相談があった場合に、基準等の適用上の問題点を迅速に指摘し、申請書の提出が適切に行われるよう助言を行うこと ③ 農業委員会は、農業委員会の開催日及び当該開催日ごとの申請書の提出期限を明確にするとともに、農業委員会を弾力的に開催する等により審査の迅速化を図ること ④ 地方農政局等は、農地法関係事務処理要領の標準的な事務処理期間内に事務が完了されるよう迅速に処理すること 〔なお、国からの権限移譲については、義務付け・枠付けの見直しの検討対象外。〕		
農業振興地域の整備に関する法律	第4条	第1項	○農業振興地域の指定・変更等権限の市への移譲、農用地利用計画に係る都道府県との同意・協議の廃止等	全国一律の農業施策では、農業従事者の高齢化や経営規模、農用地周辺地域とのバランスなど、地域の実態に合った都市農業施策を迅速に実施することができない。 また、土地利用に係る総合的な権限が市にないため、地域独自の土地利用を行うことができず、地域振興の妨げとなっている。 さらに、雇用創出及び自主財源確保のための企業誘致等の支障となっている。 市による主体的・計画的な土地利用を行うようになれば、農業と工業のバランスある土地利用が促進されるとともに、生産性の高い農業と新成長産業の集積が実現できるほか、耕作放棄地となるリスクの低減、地域にあった土地利用の展開、違法転用の解消に資することができる。	回答(区分) ○	国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地を確保するとともに、国、都道府県及び市町村が一体となって、農業に関する公共投資等の農業施策を実施することが必要である。 このため、農振法においては、都道府県知事は、農用地等の確保に関する事項等について国が定める基本方針に基づき、基本方針を定めるとともに農業振興地域を指定し、市町村は、都道府県知事の基本方針に基づき整備計画を策定するとともに当該計画に従って農業振興施策を実施することとしている。 このように、国民への食料の安定供給の観点から、優良農地を確保し、その適切な管理を図るための仕組みとして、都道府県知事による基本方針の策定等は必要である。	食料の安定確保のためには、単に優良農地を量的に確保するのではなく、担い手農業者の確保や農村地域における生活環境や雇用の確保、高齢者のための福祉環境の整備など、多面的観点から地域の実態に合った農業施策が必要であり、これを迅速に実施することができるのは、基礎自治体である。 従って、都道府県知事による基本方針の策定を否定するものではないが、第6条の農業振興地域の指定は基礎自治体に任せなければならない。 農業と工業のバランスある土地利用の促進、生産性の高い農業と新成長産業の集積の実現、耕作放棄地となるリスクの低減、違法転用の解消など地域にあった土地利用の展開のため、本案提案に沿った見直しを行っていただきたい。	農業振興地域は、国の基本方針を踏まえ、個々の市町村の区域にとどまらない都道府県レベルの観点から、当該都道府県内の農地、水、産地等の状況を考慮して、土地改良事業等の農業振興施策を実施していくべき具体的な地域を指定するものである。 また、農業振興地域の中で農用地が設定されることから、当該地域の指定は、基本方針における都道府県の農用地区域内農地の目標面積と密接不可分である。 このため、都道府県知事は、市町村と協議しつつ、広域的見地から一体として指定することが適当である。 農業振興地域の指定に当たって、検討段階から市町村の農業振興等に係る考え方を十分聴取し調整するよう、周知徹底したい。	
	第5条	第1項	農業振興地域の指定・変更等に係る権限を市に移譲する。 【全国市長会】	当該規定は、公共施設の設置をするための農地転用について、施設の周辺において無秩序ないし廃を誘発している事例等が見られたことから、平成21年の農地法改正により導入されたものであり、今後においても当該協議は必要である。 なお、平成21年の農地法改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。	○	農地法改正法第4条等と関連のある規定であるため、併せて見直すことが必要である。	都道府県知事は、基本方針を踏まえ、個々の市町村の区域にとどまらない都道府県レベルの観点から、当該都道府県内の農地、水、産地等の状況を考慮して、土地改良事業等の農業振興施策を実施していくべき具体的な地域を指定するものである。 また、農業振興地域の中で農用地が設定されることから、当該地域の指定は、基本方針における都道府県の農用地区域内農地の目標面積と密接不可分である。 このため、都道府県知事は、市町村と協議しつつ、広域的見地から一体として指定することが適当である。 農業振興地域の指定に当たって、検討段階から市町村の農業振興等に係る考え方を十分聴取し調整するよう、周知徹底したい。		
	第6条	第1項	農業振興地域の指定・変更等に係る権限を市に移譲する。 【全国市長会】	当該規定は、公共施設の設置をするための農地転用について、施設の周辺において無秩序ないし廃を誘発している事例等が見られたことから、平成21年の農地法改正により導入されたものであり、今後においても当該協議は必要である。 なお、平成21年の農地法改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。	○	農地法改正法第4条等と関連のある規定であるため、併せて見直すことが必要である。	都道府県知事は、基本方針を踏まえ、個々の市町村の区域にとどまらない都道府県レベルの観点から、当該都道府県内の農地、水、産地等の状況を考慮して、土地改良事業等の農業振興施策を実施していくべき具体的な地域を指定するものである。 また、農業振興地域の中で農用地が設定されることから、当該地域の指定は、基本方針における都道府県の農用地区域内農地の目標面積と密接不可分である。 このため、都道府県知事は、市町村と協議しつつ、広域的見地から一体として指定することが適当である。 農業振興地域の指定に当たって、検討段階から市町村の農業振興等に係る考え方を十分聴取し調整するよう、周知徹底したい。		
	第7条	第1項	農業振興地域の指定・変更等に係る権限を市に移譲する。 【全国市長会】	当該規定は、公共施設の設置をするための農地転用について、施設の周辺において無秩序ないし廃を誘発している事例等が見られたことから、平成21年の農地法改正により導入されたものであり、今後においても当該協議は必要である。 なお、平成21年の農地法改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。	○	農地法改正法第4条等と関連のある規定であるため、併せて見直すことが必要である。	都道府県知事は、基本方針を踏まえ、個々の市町村の区域にとどまらない都道府県レベルの観点から、当該都道府県内の農地、水、産地等の状況を考慮して、土地改良事業等の農業振興施策を実施していくべき具体的な地域を指定するものである。 また、農業振興地域の中で農用地が設定されることから、当該地域の指定は、基本方針における都道府県の農用地区域内農地の目標面積と密接不可分である。 このため、都道府県知事は、市町村と協議しつつ、広域的見地から一体として指定することが適当である。 農業振興地域の指定に当たって、検討段階から市町村の農業振興等に係る考え方を十分聴取し調整するよう、周知徹底したい。		
	第13条	第1項	農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項について 地方分権推進委員会第3次勧告において、「地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合」について存置が許容されており、義務付け・枠付けの見直しの対象外である。 農振法においては、国が確保すべき農用地等の面積の目標等を基本方針で定め、これに基づいて都道府県知事が基本方針を定めるものであり、「地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合」にあたること。	当該規定は、公共施設の設置をするための農地転用について、施設の周辺において無秩序ないし廃を誘発している事例等が見られたことから、平成21年の農地法改正により導入されたものであり、今後においても当該協議は必要である。 なお、平成21年の農地法改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。	○	農振法第4条等と関連のある規定であるため、併せて見直すことが必要である。	都道府県知事は、基本方針を踏まえ、個々の市町村の区域にとどまらない都道府県レベルの観点から、当該都道府県内の農地、水、産地等の状況を考慮して、土地改良事業等の農業振興施策を実施していくべき具体的な地域を指定するものである。 また、農業振興地域の中で農用地が設定されることから、当該地域の指定は、基本方針における都道府県の農用地区域内農地の目標面積と密接不可分である。 このため、都道府県知事は、市町村と協議しつつ、広域的見地から一体として指定することが適当である。 農業振興地域の指定に当たって、検討段階から市町村の農業振興等に係る考え方を十分聴取し調整するよう、周知徹底したい。		
第13条	第3項	農業振興地域の整備に関する法律第13条第3項について 地方分権推進委員会第2次勧告において、「地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合」について存置が許容されており、義務付け・枠付けの見直しの対象外である。 農振法の交換分合制度は、市町村の交換分合計画により私有財産である農用地等の権利の移転等を行うものであり、「地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に係る事務を処理する場合」にあたること。	当該規定は、公共施設の設置をするための農地転用について、施設の周辺において無秩序ないし廃を誘発している事例等が見られたことから、平成21年の農地法改正により導入されたものであり、今後においても当該協議は必要である。 なお、平成21年の農地法改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。	○	農振法第4条等と関連のある規定であるため、併せて見直すことが必要である。	都道府県知事は、基本方針を踏まえ、個々の市町村の区域にとどまらない都道府県レベルの観点から、当該都道府県内の農地、水、産地等の状況を考慮して、土地改良事業等の農業振興施策を実施していくべき具体的な地域を指定するものである。 また、農業振興地域の中で農用地が設定されることから、当該地域の指定は、基本方針における都道府県の農用地区域内農地の目標面積と密接不可分である。 このため、都道府県知事は、市町村と協議しつつ、広域的見地から一体として指定することが適当である。 農業振興地域の指定に当たって、検討段階から市町村の農業振興等に係る考え方を十分聴取し調整するよう、周知徹底したい。			
第13条	第2項	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項について 地方分権推進委員会第2次勧告において、「地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合」について存置が許容されており、義務付け・枠付けの見直しの対象外である。 農振法の交換分合制度は、市町村の交換分合計画により私有財産である農用地等の権利の移転等を行うものであり、「地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に係る事務を処理する場合」にあたること。	当該規定は、公共施設の設置をするための農地転用について、施設の周辺において無秩序ないし廃を誘発している事例等が見られたことから、平成21年の農地法改正により導入されたものであり、今後においても当該協議は必要である。 なお、平成21年の農地法改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。	○	農振法第4条等と関連のある規定であるため、併せて見直すことが必要である。	都道府県知事は、基本方針を踏まえ、個々の市町村の区域にとどまらない都道府県レベルの観点から、当該都道府県内の農地、水、産地等の状況を考慮して、土地改良事業等の農業振興施策を実施していくべき具体的な地域を指定するものである。 また、農業振興地域の中で農用地が設定されることから、当該地域の指定は、基本方針における都道府県の農用地区域内農地の目標面積と密接不可分である。 このため、都道府県知事は、市町村と協議しつつ、広域的見地から一体として指定することが適当である。 農業振興地域の指定に当たって、検討段階から市町村の農業振興等に係る考え方を十分聴取し調整するよう、周知徹底したい。			

○…地方提案等に即し制度改正を行う事項
 ▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項
 ×…見直しを行わない事項

職務付け・付付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【国土交通省】

法律名	条 項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえて各府省の再回答																																					
				回答(区分)	具休案、理由等		回答(区分)	具休案、理由等																																				
国土交通省	土地区画整理法	第4条 第1項	○土地区画整理事業の施行認可権限等の市への移譲 市が決定した土地区画整理事業において、認可権限を市に移譲することとも、個人・区画整理会社による土地区画整理事業の施行の認可、土地区画整理組合の設立認可、換地計画の認可、及び個人施行による土地区画整理事業に対する監督に関する権限を市に移譲する。 【全国市長会】	地方公共団体が施行する土地区画整理事業は、市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならないとなっているが、市町村の独自性や地区の特徴を生かした事業が都道府県の評価を受けることで標準化される傾向があり、さらに認可に伴う事務処理などに時間を要することから事業完了までの期間が長くなるなどの弊害がある。 また、個人施行による事業認可等についても、より身近な市による認可、指導を行い、市の計画等に沿った区画整理事業を進めることができない。 土地区画整理事業に係る認可権限等が移譲されれば、事業期間の短縮や申請者の利便性の向上につながることも、市の独自性を発揮することが可能となり、市の計画に沿った区画整理事業を進めることができる。	×	市施行の土地区画整理事業の認可の主体については、地域の利害と一定の距離を置いた第三者がチェックを行い、公平性・公正性を確保することが必要であることから、事業の認定は都道府県知事が行っていることである。したがって、市施行の土地区画整理事業の認可については、都道府県知事が行うこととすべきであり、移譲は困難である。 また、個人・区画整理会社による土地区画整理事業の施行の認可、土地区画整理組合の設立認可、換地計画の認可、及び個人施行による土地区画整理事業に対する監督に関する権限については、個人の財産権の保護に大きな影響を及ぼすことから、事業の円滑な施行の担保と個人の財産権の制限との比較考慮や技術的な審査を慎重かつ適切に行える者である都道府県知事の許可を要することとしており、これらの許可権等の市町村への移譲に当たっては、事務処理に必要とされる専門的知識、技術を備え、適切な判断を行うことができる事務執行体制の有無を考慮する必要がある。これらの能力を有するものとして一定の人口規模の市(指定都市・中核市・特例市)に権限を移譲しているところである。 仮に一律に市に移譲することとなれば、専門的知識、技術を備え、適切な判断を行うことができる事務執行体制が不十分のまま事業認可等に關する事務を行わなければならない市も想定されること、許可審査は一定の専門知識等の蓄積が必要であるところ、一定規模の人口を有していなければ、審査を行う機会が少ないと考えられるため、一定の専門的知識等が蓄積されにくいこと等から、本法の施行に支障を及ぼすとともに、法が担保すべき個人の財産権の保護に著しい不利益を及ぼす可能性がある。	都道府県の評価を受けることで市の独自性や、地区の特徴を生かした事業が標準化されてしまい、もっとも住民に身近で地域に詳しい許可処理事務の担い手となる。都市計画決定権者と土地区画整理事業許可権者が同一になることで都市計画に定める整備の方針との整合性が取れ、自治体における自主性・自立性を出すことができることから、権限を移譲されたい。 また、個人の財産権に対して重大な制約を及ぼす事業専門的知識・技術を備えた組織が事業執行の支障となるとされているが、本会が従前より提言している通り、権限移譲による事務蓄積に賛意を示す見解も出ており、国・都道府県による組織的かつ万全の協力体制の構築を願いたい。 さらに、土地区画整理法第4条第1項(個人施行等の認可)については、本会が把握しているだけでも、事務処理特例制度により3都道府県において市町村へ移譲されている実態があることと、市において土地区画整理事業を行っている実績があることから、事務執行体制やノウハウがないとは一概に言えるものではないと考える。 なお、個人・整理会社施行の許可、整理組合の設立許可においては、第三者性も担保されるものである。	×	土地区画整理事業は、その事業の性質から関係権利者の権利に強い制限をかけるものであり、事業の施行については、慎重な判断をすべきものである。そのため、土地区画整理事業の認可の主体については、地域の利害と一定の距離を置いた第三者がチェックを行い、公平性・公正性を確保することを必要としているところ。従って、市施行の土地区画整理事業の認可については、都道府県知事が行うこととすべきであり、都道府県知事による認可を廃止することは困難である。 個人・整理会社施行の認可、組合の設立の認可については、認可権限を市に移譲した場合においても、前述の第三者のチェックは担保できるが、認可権限を一律に市に移譲することとなれば、専門的知識、技術を備え、適切な判断を行うことができる事務執行体制が不十分のまま事業認可等に關する事務を行わなければならない市も想定されること、許可審査は一定の専門知識等の蓄積が必要であるところ、一定規模の人口を有していなければ、審査を行う機会が少ないと考えられるため、一定の専門的知識等が蓄積されにくいこと等から、本法の施行に支障を及ぼすとともに、法が担保すべき個人の財産権の保護に著しい不利益を及ぼす可能性があるため、一律の移譲は困難である。 また、ご指摘いただいているところであるが、現行法規においても、地方自治法第二百五十二条の十七の規定により、条例による事務処理の特例を設けることが可能であるため、認可事務の体制を構築することが可能である市については、同制度の利用を再考願いたい。																																			
		第10条 第4項								第11条 第1項	第13条 第1項	第14条 第2項	第15条 第1項	第15条 第2項	第15条 第3項	第15条 第4項	第15条 第5項	第15条 第6項	第15条 第7項	第15条 第8項	第15条 第9項	第15条 第10項	第15条 第11項	第15条 第12項	第15条 第13項	第15条 第14項	第15条 第15項	第15条 第16項	第15条 第17項	第15条 第18項	第15条 第19項	第15条 第20項												
		都市再開発法								第7条 第9条 第11条 第11条 第11条 第50条の2 第72条 第124条 第124条の2 第125条 第125条の2	○市街地再開発事業認可権限の市への移譲 市が決定した市街地再開発事業において、認可権限を市へ移譲し、都道府県知事に協議する仕組みとする。	地方公共団体が施行する市街地再開発事業は、市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならないとなっているが、市の独自性や地区の特徴を生かした事業が都道府県の評価を受けることで標準化される傾向があり、かつ認可に伴う事務処理などに時間を要することから事業完了までの期間が長くなるなどの弊害がある。 また、個人施行による事業認可等についても、より身近な市による認可、指導を行い、市の計画等に沿った区画整理事業を進めることができない。 土地区画整理事業に係る認可権限等が移譲されれば、事業期間の短縮や申請者の利便性の向上につながることも、市の独自性を発揮することが可能となり、市の計画に沿った区画整理事業を進めることができる。	×	市施行の市街地再開発事業の認可の主体については、地域の利害と一定の距離を置いた第三者がチェックを行い、公平性・公正性を確保することが必要であることから、事業の認定は都道府県知事が行っていることである。したがって、市施行の市街地再開発事業の認可については、都道府県知事が行うこととすべきであり、移譲は困難である。	都道府県の評価を受けることで市の独自性や、地区の特徴を生かした事業が標準化されてしまい、もっとも住民に身近で地域に詳しい許可処理事務の担い手となる。権限を移譲されたい。	○																												
																	都市計画法	第15条 第1項 第87条の2 第1項	一〇市内域内で完結する都市計画に係る「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限を、指定都市及び希望市の市長に付託する。 【全国市長会】	「区域区分」の決定権限が指定都市に移譲されたが、区域区分を定めるときは「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」にその区域区分の方針を定めることとされており、区域区分の変更に当たっては都道府県との協議、調整が必要となっている。一つの市が一つの都市計画区域とされている場合は、区域区分の決定権限と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限が分かれていることにより、手続きが複雑・非効率となっていることと、地域の実情に応じた柔軟で総合的・一体的な都市づくりが主体的に実施できない状況となっている。 個性豊かで活力に満ちたまちづくりの形成に向け、都市の自主性かつ独自性をより一層発揮するため、「住宅市街地の開発整備の方針」等の都市計画の更なる地方分権化を推進する必要がある。 また、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「都市計画決定」に際して国・都道府県との同意・協議が必要となっており、総合的・一体的な都市づくりに向けて、市で完結することができない。 決定権限の移譲、国の関与を廃止することにより、地域の実情や特徴を活かした魅力あるまちづくりのための柔軟で創意工夫に満ちた積極的な取り組みが一層推進できるようになることと、迅速かつ効率的な業務の遂行や、市民・事業者に対してわかり易い都市計画とすることができる。	×	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものとなることとされており、それらの都市計画には、一の市町村の区域を超える広域の地域から決定すべき地域地区、都市施設に関する都市計画等の都道府県が決定する都市計画も含まれているため、広域の見地から都道府県が決定することが適切である。また、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるに当たっては、広域的観点も確保するため、必要に応じて、隣接・近接する他の都市計画区域及び都市計画区域外の状況及び今後の見通しを考慮することが望ましいことと、広域の見地から都道府県が決定することが適切である。そのため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限を市に移譲することは困難である。	○	都道府県が処理している都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(6条の2)の決定等のうち、一の市内域内で完結する都市計画区域に係るものについては、第30次地方制度調査会の審議状況を踏まえつつ、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整機能や関連する制度との整合性が確保される場合には、指定都市へ移譲する。																				
																									都市計画法	第67条 第3項	○用途地域等の都市計画決定権限の特別区への移譲	三大都市圏等における用途地域等の都市計画決定権限が市町村に移譲されたが、特別区においては、引き続き東京都に残されたままとなっている。 しかし、用途地域等の決定は合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、東京大都市地域の一体性は国土形成計画等の広域計画や、知事や関係自治体と協議を行うことで、広域的な観点及び都道府県決定計画との整合性は確保されるため、特別区に移譲されたとしても、東京の都市づくりにマイナスの影響を及ぼすものではない。 用途地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区に関する都市計画決定及び再開発等促進区を定める地区計画(3ヘクター超)の都市計画決定権限が特別区に移譲されたら、土地利用の実情を踏まえた都市計画が可能となり、住民自治に基づく活気ある地域社会の実現を図ることができる。	×	東京都の特別区については、区の行政界を超えて市街地が連続しており、旧東京市(現在の23区に相当)を一の都市として用途区分(指定)がなされてきたことから、東京都に用途地域等の決定権限を存置すべきであり、本規定の変更等は困難である。	特別区は、他の自治体と異なり相互に市街地が連続していることから、特別区相互間の広域調整を確保するため、法律上の制度として東京都に用途地域等の決定権限を存置しているものであり、本規定の変更等は困難である。													
																																都市計画法	第78条 第1項	○開発審査会の設置権限の希望市への移譲	都道府県開発審査会の判断が地域の実情に即しておらず、また都道府県開発審査会との調整事務及び開発審査会での決定までの期間が長期化しており、市の円滑かつ迅速な土地利用の進捗を妨げている。 開発審査会を設置できるようになれば、各地域の実情に即した、円滑な土地利用を行うことができるようになる。 【全国市長会】	×	提案があった市では、事務処理特例制度により既に開発許可権限の移譲を受けているところ。今後、関係法令の改正も視野に入れ、ご検討いただきたい。	開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する指定都市等に設置することとされており、開発許可権限を有しないそれ以外の市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。						
																																							都市計画法	第34条	市街地調整区域における開発行為について、概ね50戸以上の建築物が連続している地域は都道府県条例で定めることとし、市町村において開発許可が可能なこととする。 2同条第12号の「市街化を促進する恐れがなく、市街化区域内において開発が困難である場合は、都道府県の条例において定められた区域において開発が可能とされているが、これを市町村の条例で定めることとし、市町村において開発許可ができるようにする。 3同条第14号に係る開発は、都道府県の設置する開発審査会を経て許可されることになっているが、その地域に居住するために必要な自己用住宅などの開発については、市町村の設置する開発審査会を経て、市町村において許可できるようにする。 【全国市長会】	町外からの、居住(住宅建築)希望者が多数いる中、約8割が市街地調整区域となっており、一定の条件を満たせば住宅建築が可能な。また、市街地調整区域にも条例で定められている場所があるが、その場所でも建築制限があることと見られる。よって、各市町村の実情に即した独自の都市計画が展開できるよう都市計画法を廃止すべき。 また、開発行為等の制限は、財産権に対する重大な制約であり、また、個人の生命・財産の安全性に大きな影響を及ぼすことから、事業の円滑な施行の担保と個人の財産権の制限との比較考慮や技術的な審査を慎重かつ適切に行える者である都道府県知事の許可を要することとしており、これらの許可権等の市町村への移譲に当たっては、事務処理に必要とされる専門的知識、技術を備え、適切な判断を行うことができる事務執行体制の有無を考慮する必要がある。これらの能力を有するものとして一定の人口規模の市(指定都市・中核市・特例市)に権限を移譲しているところである。 仮に一律に市町村に移譲することとなれば、専門的知識、技術を備え、適切な判断を行うことができる事務執行体制が不十分のまま事業認可等に關する事務を行わなければならない市も想定されること、許可審査は一定の専門知識等の蓄積が必要であるところ、一定規模の人口を有していなければ、開発行為等の許可審査を行う機会が少ないと考えられるため、一定の専門的知識等が蓄積されにくいこと等から、本法の施行に支障を及ぼすとともに、法が担保すべき個人の財産権の保護や生命・財産の安全性に著しい不利益を及ぼす可能性がある。 したがって、現行の事務処理特例制度により、市町村の規模・能力や他分野の法令に係る権限配分の状況等の地域の実情に即し都道府県知事が市町村と協議の上で移譲を行っていることが適切であるため、開発許可権限を一律に市町村に移譲することは困難である。 都市計画法第34条第11号及び第12号の条例については、その制定に当たって、開発区域の周辺における市街化の促進の可能性の有無等の判断を行う必要があることから、開発許可権限を有する地方公共団体が定めることが適切であり、また、開発審査会については、開発許可処分を行う地方公共団体の附属機関として、開発許可処分が公正かつ慎重なものとなるよう議決等を行うこととされていることから、開発許可権限を有する地方公共団体に設置することが適切である。したがって、開発許可権限を有しない市町村に、一律に同条第11号及び第12号の条例の制定権限並びに開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。	×	一般市町村の一律な取扱いを求めているものではなく、住民に良質な環境を確保する観点から、開発行為等の制限に関する事務を適切に担い得る体制を整備することと、職務付け・付付けに関するものとして、権限移譲を提案するもの。 なお、専門的知識、技術を備え、適切な判断を行うことができる事務執行体制とどのような体制か、また、人口規模が体制が合うとする根拠をお示し願いたい。

- <凡例>
- …地方提案等即し制度改正を行う事項
- ▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項
- ×…見直しを行わない事項

義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【国土交通省】

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえて各府省の再回答	
					回答(区分)	具体案、理由等		回答(区分)	具体案、理由等
河川法	第10条	第1項	○二級河川管理権限の指定都市への移譲 (都道府県→政令市) 二級河川の管理権限を指定都市に移譲する。 【全国市長会】	現在、指定都市は区域内にある国土交通大臣が指定する区間の一級河川、都道府県知事が指定する二級河川の管理権限を有しているが、指定都市域内の河川に関するすべての権限を有しないことにより、総合的・一体的な治水対策・災害対策が困難となっている。また、二級河川の管理は、原則都道府県が行うこととなっているが、除草や浚渫等の市民要望に対し迅速な対応ができないほか、河川における親水公園化など、周辺のまちづくりと一体となった河川整備もできない状況となっている。さらに、格上げ二級河川の占用許可においては、都道府県への申請に市の副申書を要するとともに、都道府県・市の両方で協議・手続きを要し、速やかな事務処理に支障をきたしている。指定都市にこれら河川管理権限が移譲され、基礎自治体が自治会・町内会及び市民団体等と一体となって河川を一元的に管理することにより、効率的・効果的・総合的な治水対策・災害対策が可能となるとともに、市民からの要望に迅速に対応できるほか、下水道事業や道路事業との連携等、まちづくりと一体となった河川整備を積極的に推進することができるようになる。	×	現行法においても、河川法第10条第2項に基づいて、二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であって、都道府県知事が指定する区間については、当該指定都市の長が管理することができることとされていることから、都道府県と協議の上、進めていただきたい。	平成12年には、重複行政の解消の観点から、河川法が改正され、指定都市の長が都道府県と協議の上、一級・二級河川の管理ができるようになり、随時協議を進めているが、現状では、指定都市の区域内で完結している河川であっても、いまだに管理権限が分散している。また、都道府県との協議においては、最終的に県の判断に委ねられるため、本会提案に沿った見直しを行っていただきたい。	×	河川は水系一貫管理が原則であり、都道府県から指定都市へ管理権限が移譲され、上下流・左右岸で管理者が異なることとなった場合であっても、確実に適切な管理がなされる必要がある。さらに、従前と同等の管理水準を確保するためには、技術や経験の継承、管理費用等の財源の確保が重要である。上記のような課題がある中では、指定都市ごとの実情に応じて、指定都市の管理について個別に調整が必要があることから、一律に指定都市の長に管理権限を移譲することは適当ではないものと考える。前回回答したとおり、現行法においても、河川法第10条第2項に基づいて、二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であって、都道府県知事が指定する区間については、当該指定都市の長が管理することができることとされていることから、引き続き都道府県と協議の上、進めていただきたい。
		第2項							
		第3項							
	第16条の3	第1項							
	第2項								
第3項									
第59条									

<凡例>

○…地方提案等に即し制度改正を行う事項

▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項

×…見直しを行わない事項